

★ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十三号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部が改正され、個人番号の利用に係る県独自の事務を追加したことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年三月二十九日

★ 広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十四号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

安心▽誇り▽挑戦 ひろしまビジョンの目指す姿の実現に向け、組織の施策推進力・実行力の強化を図るための組織体制の整備等を行い、これに伴う分掌事務の変更及び追加などのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年四月一日

★ 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十五号）（研究開発課）

一 改正の要旨

総合技術研究所の設備等を利用する企業等の利便性を向上させるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年四月一日

★ 広島県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）（人権男女共同参画課）

一 改正の要旨

人権男女共同参画課名の変更に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年四月一日

★ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第三十七号）（健康対策課）

一 改正の要旨

- 1 国が定める精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額の認定基準が改正されたことを踏まえ、必要な改正を行った。
- 2 診察保護申請書等の押印欄を廃止した。

二 施行期日

- 1 一 1の改正 令和三年七月一日
- 2 1以外の改正 令和三年三月二十九日

★ 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十八号）  
（障害者支援課）

一 改正の要旨

心身障害者扶養共済制度条例施行規則準則の一部が改正されたことを踏まえ、押印欄を削除するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年三月二十九日

★ 広島県立産業会館管理運営規則の一部を改正する規則（規則第三十九号）（商工労働総務課）

一 改正の要旨

指定管理者において産業会館の利用の申込等の手続を弾力的に行えるようにするため、利用申込書等の様式を削除するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年四月一日

★ 広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（規則第四十号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

- 1 入校願書において、公共職業安定所で必要とされる記入項目を追加するため、必要な改正を行った。
- 2 広島県立広島高等技術専門校板金加工科の訓練科名を変更するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

- 1 一 1の改正 令和三年四月一日
- 2 1以外の改正 令和四年四月一日



★ 広島県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則（規則第四十一号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

生産技術科及び制御技術科の訓練科名及び定員を変更するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）（職業能力開発課）

- 一 改正の要旨  
入校願書において、公共職業安定所で必要とされる記入項目を追加するため、必要な改正を行った。
- 二 施行期日  
令和三年四月一日

★ 広島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十三号）（都市環境整備課）

一 改正の要旨

- 1 都市公園法施行規則の一部が改正され、国営公園等に関する手続について申請書等への押印が不要とされたことに準じて、県の管理する都市公園に関する申請書等への押印を不要とした。
- 2 行政財産の使用料に関する条例の一部が改正され、地下埋設物件に係る行政財産の使用料が改正されたことに伴い、当該使用料に準じて定めている都市公園の占用に係る土地の使用料の改正を行った。

二 施行期日

- 1 一 1の改正 令和三年三月二十九日
- 2 一 2の改正 令和三年四月一日

★ 広島県立びんご運動公園管理運営規則の一部を改正する規則（規則第四十四号）（都市環境整備課）

一 改正の要旨

都市公園法施行規則の一部が改正され、国営公園等に関する手続について申請書等への押印が不要とされたことに準じて、県の管理する都市公園に関する申請書等への押印を不要とするなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年三月二十九日

★ 広島県立みよし公園管理運営規則の一部を改正する規則（規則第四十五号）（都市環境整備課）

一 改正の要旨

都市公園法施行規則の一部が改正され、国営公園等に関する手続について申請書等への押印が不要とされたことに準じて、県の管理する都市公園に関する申請書等への押印を不要とするなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年三月二十九日